

困ったときの強い味方！
クーリング・オフ

クーリング・オフとは、契約後一定期間内なら消費者から一方的に無条件で契約を解除できる権利です。

突然の業者からの訪問や電話で、必要のないものを買わされてしまった…。

そんなあなたの「しまった！」をサポートしてくれる強い味方がそれがクーリング・オフです。ただし、自動車、使用してしまった消耗品など、一部適用されないものもあります。

【クーリング・オフの方法】

① 契約書面を受け取った日を含めて、定められた期間内（下表参照）にはがきなどの書面で通知しましょう。

クレジット契約をしている場合は、信販会社にも同時に通知しましょう。

② 「契約を解除する」旨を記入し、代金の返金、商品の引取りなどを求めましょう。

③ はがきの両面コピーをとっておき、はがきは「簡易書留」か「特定記録郵便」で郵送しましょう。

取引内容		期間
訪問販売	自宅への訪問販売、キャッチセールス、アポイントメントセールス（電話などで販売目的を告げずに事務所などに呼び出して販売）など	8日
電話勧誘販売	電話で勧誘し、申込を受ける販売	8日
連鎖販売取引（マルチ商法）	個人を販売員として勧誘し、さらに次の販売員を勧誘させる形で、販売組織を連鎖的に拡大して行う商品・役務の販売	20日
特定継続的役務提供	長期・継続的な役務の提供とこれに対する高額の対価を約する取引（現在、エステ、語学教室、家庭教師、学習塾、結婚相手紹介サービス、パソコン教室の6役務が対象）	8日
業務提供誘引販売取引	「仕事を提供するので収入が得られる」と誘引し、仕事に必要であるとして、商品などを売って金銭負担を負わせる取引	20日
クレジット契約	個別信用購入あっせんにおいて、訪問販売・電話勧誘販売・特定継続的役務提供等契約による与信契約	8日
	個別信用購入あっせんにおいて、連鎖販売（店舗などを用いず個人間で行われるものに限る）・業務提供誘引販売契約による与信契約	20日
宅地建物取引	店舗外での宅地建物の売買契約 宅建業者が売り主になるもののみ	8日
生命・損害保険契約	店舗外での、契約期間一年を超える生命保険・損害保険契約	8日

販売会社あて

通知書

私は次の契約を解除します。

契約年月日 平成〇〇年〇月〇日

商品名 〇〇〇〇〇〇

契約金額 〇〇〇〇〇円

販売担当者 〇〇〇〇〇氏

平成〇〇年〇月〇日

高知県幡多郡黒潮町〇番地

氏名 〇〇〇〇〇

代表者 〇〇〇〇〇様

株式会社

信販会社あて

通知書

私は次の契約を解除します。

契約年月日 平成〇〇年〇月〇日

商品名 〇〇〇〇〇〇

契約金額 〇〇〇〇〇円

販売業者名 〇〇〇〇〇株式会社

平成〇〇年〇月〇日

高知県幡多郡黒潮町〇番地

氏名 〇〇〇〇〇

御中

信販株式会社

営業所

- 代金を払っている場合 私が支払った代金〇〇〇〇円を至急返金してください。
- 商品を受け取っている場合 私が受け取った商品を、貴社の費用でお引き取りください。

契約トラブルや悪質商法、多重債務などで悩んでいませんか？
ひとりで悩まず、まずはお電話ください。
○お問い合わせ 本庁 産業推進室 商工観光係 ☎43-2113(直通)